

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年9月13日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 茂籠 勇人

### 1 工事概要

- (1) 工事名 舞鶴（5）倉庫新設等建築工事
- (2) 工事場所 京都府舞鶴市
- (3) 工事内容 本工事は、以下の建築工事を行うものである。詳細については別冊図面及び仕様書のとおり。

#### 【舞鶴基地】

- ア 倉庫新設の杭工事、土工事、躯体工事の一部（鉄骨1階まで）、左官工事の一部（コンクリート直均し仕上げ）  
構造：鉄骨造 2階建  
規模：延べ面積 約3,100㎡
- イ 整備場増設  
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建  
規模：延べ面積 約280㎡
- ウ 整備場の一部内装等改修  
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建  
規模：延べ面積 約2,400㎡
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで  
ただし、倉庫新設は令和7年3月15日まで
- (5) 配置予定技術者の配置予定期間 令和6年3月1日から令和8年3月15日まで
- (6) 使用する主要な資機材 鉄筋 約1,600 t、コンクリート 約2,300㎡、鉄骨 約370 t
- (7) 本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
- (8) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (9) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

ある。

- (10)本工事は、入札時積算数量書活用方式（土木工事を除く）の対象工事である。
- (11)本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (12)本工事は、倉庫新設に伴う建築工事のうち、鉄骨工事（2階躯体）、コンクリート工事、型枠工事、屋根・外壁工事、建具工事、残りの左官工事、仕上げ工事については、本工事に引き続き、当該年度以降の予算で、後工事として発注を予定している。
- (13)その他
  - ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しい者は、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
  - イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申請のうえ紙契約方式に代えるものとする。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年9月13日付近畿中部防衛局長）に示す手続きに従い、舞鶴（5）倉庫新設等建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者について、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が990点以上であること。

(5) 平成20年度以降入札公告日までに次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもののうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり1,800㎡以上の新設建築工事。  
（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもののうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり900㎡以上の新設建築工事。

（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）

ただし、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり1,800㎡以上の新設建築工事。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり900㎡以上の新設建築工事。

ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は次の工事経験を有する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を保有する者」とは、次の者をいう。

- ・一級建築士の資格を有する者。
  - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- イ 平成20年度以降入札公告日までに、次の①又は②のうち、いずれかを施工した経験を有すること。
- ① 元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり900㎡以上の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の監理技術者等は、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり400㎡以上の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。
- ② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり900㎡以上の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の監理技術者等は、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、建物の構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積が1棟あたり400㎡以上の新設建築工事。（原則、着工から完成まで従事していること。）
- ただし、防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとする。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- エ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び実績等の有無を確認できる資料（以下、「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 近畿中部防衛局長又は東海防衛支局長が発注した「建築一式工事」のうち、令和3年度及び令和4年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからオまでとし、詳細は入札説明書による。

##### ア 技術提案

- ・「道幅が狭く迂回路の少ない道路での交通安全対策や本工事における杭・基礎配筋・コンクリート打ち継ぎ面の施工精度や品質確保についてどのような配慮を行うのか。」

技術課題に対する着目点等は入札説明書による。

##### イ 工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

##### ウ その他（ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価及びペナルティ）

##### エ 賃上げ実施企業に対する評価

##### オ 施工体制

#### (2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ 加算点 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、(1)アからエの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。なお、加算点の最高点数は43点とする。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)オの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低い者に対しては、「評価点数の合計値」を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

オ (1)アの評価項目（技術提案）を行わない者にあつては、(1)イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。

#### (3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

#### (4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからオまでをもって入札を行い、次の各要件に該当する者のうち、(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責めに帰すべき事由により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減点する。詳細は入札説明書による。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67

近畿中部防衛局総務部契約課

TEL 06-6945-5741 FAX 06-6945-5684

メールアドレス [keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp](mailto:keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp)

##### (2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和5年9月13日から令和5年12月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

- ・ 文書類 : PDF (Acrobat形式)
- ・ 図面類 : PDF (Acrobat形式)
- ・ 数量表等 : Excel (2003～2013形式)
- ・ 申請書類 : Word (2003～2013形式)
- Excel (2003～2013形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。)するとともに、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)1枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

([https://www-d.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji\\_004.pdf](https://www-d.mod.go.jp/j/procurement/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf))

(<https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/procurement/kensetsu/koukoku/kouji/ippan/douizikou.doc>)

(3) 申請書、技術資料及び技術提案の提出期限等

ア 提出期限 令和5年10月16日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書、技術資料及び技術提案(以下「申請書等」という。)の容量が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和5年12月15日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月9日 午前10時

イ 場所 近畿中部防衛局 入札室

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付（保証金の取扱店 日本銀行谷町代理店（三菱UFJ銀行谷町支店内））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿中部防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿中部防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

なお、入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。

ア 提出期間 令和5年11月16日から令和5年12月15日（利付国債の提出の場合は令和5年12月12日）までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は午後3時まで。郵送等による場合は令和5年12月15日午後3時必着とする。

イ 提出場所 4(1)のとおり。

ウ 提出方法 持参又は郵送等による。

(3) 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(6) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(7) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額



の10分の2以内とする。

(10) 削除

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(13) 本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。

(14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(16) 詳細は、入札説明書による。